

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1 14
法令名	河川法	根拠条項	第58条の6第1項		
許認可等	河川予定立体区域における行為の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>第58条の6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 2 工作物の新築又は改築 <p>(許認可等の基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>河川法の一部を改正する法律の施行について(平成7年10月2日付け建河政第51号建設省河川局長通達)</p> <p>三 河川予定立体区域について(法第58条の5から第58条の7まで関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 河川予定立体区域における行為の制限について <ol style="list-style-type: none"> (2) 河川予定立体区域内における行為の許可の審査基準について <p>河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p> 					